

2024年1月9日  
金沢エナジー株式会社

## 政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による値引きの継続について

金沢エナジー株式会社（代表取締役社長：石本 毅）は、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の延長を受け、2023年2月検針分（2023年1月使用分）から実施しているガス料金および電気料金の値引きを2024年6月検針分（5月使用分）まで継続し、ご負担を軽減いたします。

なお、今回の変更之际、お客さまにて特段のお手続きは不要です。

### ◎ 都市ガスおよび電気料金の値引きについて

対象	～2024年5月検針分 <sup>※1</sup> （～2024年4月使用分）	2024年6月検針分 （2024年5月使用分）
都市ガス <sup>※2</sup>	15 円/m <sup>3</sup> <sup>※3</sup>	7.5 円/m <sup>3</sup> <sup>※4</sup>
電気（低圧）	3.5 円/kWh <sup>※5</sup>	1.8 円/kWh <sup>※6</sup>
電気（高圧）	1.8 円/kWh	0.9 円/kWh

※1 当社ホームページ上で公表済の2024年2月検針料金にも値引きは適用されております。

※2 都市ガスの年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>以上のお客さま及び簡易ガス団地（湖陽住宅、瑞樹団地、南森本地区、大浦・東蚊爪地区）でガスをお使いのお客さまは値引きの対象外です。

※3 標準家庭（1か月のご使用量が21m<sup>3</sup>）の場合、毎月315円（税込）の値引きとなります。

※4 標準家庭（1か月のご使用量が21m<sup>3</sup>）の場合、毎月158円（税込）の値引きとなります。

※5 標準家庭（1か月のご使用量が230kWh）の場合、毎月805円（税込）の値引きとなります。

※6 標準家庭（1か月のご使用量が230kWh）の場合、毎月414円（税込）の値引きとなります。

### ◎ 本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

個別の料金メニューの内容や契約プランの変更等につきましては、当社コールセンターへお問い合わせください。

#### 【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

#### 【経済産業省資源エネルギー庁のお問い合わせ窓口】

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL: 0120-013-305 ※受付時間: 全日9:00～17:00（年末年始を除く）

#### 【当社コールセンター】

TEL: 0570-001874（IP電話・海外からご利用の場合は076-214-8470）

※受付時間: 全日9:00～18:00（1月1日～3日を除く）

以上